

選挙権は誰のものか？

— S. ロックンのマクロヨーロッパモデルと
19世紀英仏選挙制度を手掛かりとして —

玉利 泉

Who controlled the right to vote?

**Using S.Rokkan's Macro-Model of Europe and the electoral systems of Britain and France
in the 19th century as a lead**

TAMARI, Izumi

Abstract

The modern and current electoral system is inseparable from the democratic principle called the 'one person one vote' system given a guarantee of universal and equal suffrage. This article analyzes the electoral systems of Britain and France in the 19th century which either fulfill or do not fulfill the basic principles of universal suffrage and equality and other suffrages, and considers the realization of the institutionalized democracy in both countries. Then I gave attention to S.Rokkan's Macro-Model of Europe with these basic conditions to the mass democracy and then present and analyze the framework of European politics through the English and French typical models. The relevant aspects of this matter are significant and deal directly with the heart of the discussion on the institutionalization of the English and French democratic systems. I located information on the electoral systems of Britain and France through the transverse axis of S.Rokkan's Macro-Model of Europe and the vertical axis of the basic principles of suffrage based on modern legislation. He shows the model which explains how:- 'the English model of slow, step-by-step enfranchisement continued without reversals but with long periods with formal recognition of inequalities, and the French model of early and sudden universalization and the equalization of political citizenship but with frequent reversals and with tendencies towards plebiscitarian exploitation of mass support'. Then he considers the tendency which:- 'In general, the politics characterized by stronger representative traditions came closer to the English model, whereas the politics with stronger absolutist tradition came closer to the French model'. Then he further illustrates Britain and France where:- 'the resistance to the introduction of PR is likely to be stronger in larger politics where central governments are able to mobilize greater resources against the PR movements (England, France and Germany)' with examples. I think that in reality the differences between the British and French models were insubstantial and the insubstantiality resulted from the similarity of both countries in their retaining the established oligarchy. The reality and actual conditions of the English electoral system mainly depended on limited suffrage and had plural voting still occurring, and the French government continued to interfere in their electoral system and their elections which were against male universal suffrage and maintained the effect of the theory of the franchise by considering it an official duty and thereby justified the continuing restricted suffrage. And so in England, Parliament and Cabinet are composed of the predominance of the peerage and in

France there is a specialization between Parliament, as well as Cabinet and upper administration, and the latter is effectively still being ruled by the upper middle class and the nobility. The propertied classes controlled the suffrage and the electoral systems of Britain and France in the 19th century. At that time the statesmen demanded the democratization of the electoral systems within the range of the compatibility of governmental necessity, but I think that the indirect democracy can not be realized as far as the oligarchy is kept as the framework of the system.

Keywords : suffrage (the right to vote), Macro-Model of Europe, insubstantiality, indirect democracy, oligarchy

要旨

近現代の選挙制度は普通・平等選挙の保証を通じた「一人、一票」という民主主義の原則と不可分である。本稿は、普通・平等選挙等の選挙権基本原則の充足の有無を通じて19世紀英仏選挙制度を分析して両国の制度的民主主義の実現や民主主義の制度化に係る課題を検討する。この分析視角から注目したのが、ロッキンのマクロヨーロッパモデル中の大衆民主主義へいたる条件づけをもとに欧州政治の枠組を英仏の典型的モデルで提示分析した部分だった。当該部分は英仏民主主義の制度化を論ずる上で核心を突いている点に意義がある。そして筆者は横軸にロッキンのマクロヨーロッパモデルをおき縦軸に近代法上の選挙権基本原則において英仏選挙制度を位置づけた。彼は「不可逆的だが不平等の公的認知期間が長く緩慢に公民権付与が進行した英型と政治的市民権の普遍化と平等化が早期かつ速やかに行われたがその過程は可逆的である仏型」というモデルを示し「代議制の伝統が強い政体は英型に近く絶対主義の伝統が強い政体は仏型に近い」傾向を持つとした。また「比例代表制導入に対する抵抗は中央政府が比例代表制運動に対して大きい資源を動員できた大きい政治組織ほど強い」として英仏を例示した。筆者は両モデルの相違は実態に踏み込むと希薄化し、それが寡頭政温存という両者の類似性に由来すると考えた。実態は英は制限選挙が主流で複票制も健在であり、仏も男性普選とは裏腹に政府の選挙干渉が存続し制限選挙を正当視する公務説が効力を保持した。また英は議会と内閣が貴族階級優位に構成され、仏も議会・内閣と上級行政職は分化しつつ後者で上層中産階級と貴族階級が権力掌握を続けていた。19世紀英仏選挙権および選挙制度を支配したのは有産者だった。当時の為政者は自らの寡頭政を維持するために選挙制度の民主化を統治の必要性との両立範囲内で求めたが、間接民主主義は寡頭政を骨格として保持する限り成立しえないと考える。

キーワード：選挙権、マクロヨーロッパモデル、希薄化、間接民主主義、寡頭政

1 19世紀英仏選挙制度に係る課題とその分析枠組

(1) 課題の提起

今日、参政権の中核となる選挙権は人権の一つとされている。しかし、我国の憲法学会においても選挙権をどのように把握するかで権利と公務の両性を備えんとする二元説と権利説で論争がある¹。ところで近現代の英仏選挙制度については、前者は20世紀に跨る19世紀以降の選挙法改革を中心に論じられてきたが我国では研究が第2次改革（1867）に特化しがちで、男性普選を中心に制度的民主主義を実現した第4次改革（1918）を始めとする20世紀改革に関する本格的研究はない²。後者については19世紀から20世紀にかけての充実した研究がすでにあ

る³。そういう現況も踏まえて確認したいのは、近現代の選挙制度が普通・平等選挙等の保証を通じた「一人、一票」という民主主義の問題と不可分なことである。本稿において筆者が試みようとするのは、そうした普通・平等選挙等の選挙権の基本原則の充足の有無を通じて19世紀英仏選挙制度を分析することによって、両国における制度的民主主義の実現ないし民主主義の制度化に係る諸課題を検討することである。

そして、このような分析視角から筆者が注目してきたのがロッキンのマクロヨーロッパモデルである⁴。もっとも「位相的・類型的モデル」とも呼ばれるこのマクロヨーロッパモデルは、国民国家の形成における経済的・文化的条件の組織的多様性に着目する地政的構造理論で、歴史的にも古代から現代までを考察対象とするスケールの大きなものである。従って、本稿の分析視角から筆者が利用するのは、ロッキンのマクロヨーロッパモデル中の国民国家形成過程における大衆民主主義へいたる条件づけをもとに欧州の政治的枠組を英仏の典型的モデルで提示分析した部分である。ただし、筆者が利用する大衆民主主義へいたる条件づけとそれをもとにした英仏の典型的モデルの提示部分は、19世紀英仏の民主主義の制度化を論ずる上で核心を突いており甚だ重要だと考える。

以上をまとめて換言すると、本稿は、横軸にロッキンのマクロヨーロッパモデル、特にその分析視角から大衆民主主義へいたる条件づけとそれをもとにした英仏モデルをおき、縦軸に普通・平等を核とする近代法上の選挙権の基本原則において19世紀英仏の選挙制度を位置づける。そして選挙権の基本原則が十分に満たされず、またそれら原則が何故充足されえなかったのかを両国の政治社会的背景から分析してそこから生ずる結論を導いてみたい。

(2) ロッキンのマクロヨーロッパモデルとそれに係る仮説の論証

まず理論面でロッキンのマクロヨーロッパモデルを使い主題に係る仮説の論証を行う。ロッキンは大衆民主主義への組織的・制度的発展の多様性を分析する上で民主化を果たす四つの関門⁵を重視し、承認と加入の関門からするモデル提示とそれと連なる代議制の関門に係る特徴を示した。まず「不可逆的だが、不平等の公的認知期間が長く、緩慢に公民権付与が進行した英型と政治的市民権の普遍化と平等化が早期かつ速やかに行われたが、その過程は可逆的で大衆の支持を得るために国民投票を利用する傾向をともなった仏型」⁶という二つの西欧モデルの存在。次に両モデルと関連して「代議制の伝統が強い政体は英型に近く、絶対主義の伝統が強い政体は仏型に近い」こと⁷。さらに代議制の関門について「比例代表制導入に対する抵抗は中央政府が比例代表制運動に対して大きい資源を動員できた大きい政治組織ほど強い」として英仏を示した⁸。これらロッキン理論で着目すべきは、承認と加入の関門に由来する英仏モデルの相違と代議制の関門としての比例代表制導入をめぐる抵抗に係る英仏の類似である。

以上のロッキン理論における英仏に係る論点と近代法上の選挙権に関する基本原則を両軸に、筆者は次に挙げる仮説を立ててそれらを論証する。まず承認と加入の関門からする英仏モデルの相違はその実態に踏み込むと希薄化する（第一仮説）。次にこの差違の実態上の希薄化は19世紀における寡頭政（有産者支配）温存という両者の類似性に由来する（第二仮説）。さらに第一仮説の背景となる第二仮説が代議制の関門に関する比例代表制への両国の抵抗の強さの類似性の根拠となる——両モデルの相違の実態上の希薄化は19世紀両国の寡頭政温存に由来

するが故に、鏡のように民意を反映する選挙制度である比例代表制に対して英仏の有産者からなる支配階層は強く抵抗する——、以上が筆者の仮説とその論証である。

(3) ロッキン理論と筆者の仮説との関係

最後に、ロッキン理論における英仏に係る論点と筆者による第一・第二仮説との関係について述べてみたい。まず、ロッキンによる政治参加拡大の速度と反動化の有無からする英仏モデルの提示と両モデルの相違の背景となる代議制と絶対主義の伝統の指摘については、きわめて蓋然性の高いモデル提示だと考える。

この英仏のモデル提示とその背景たる両国の歴史の相違の指摘は、多様な民主化を通じて大衆民主主義へ向かうヨーロッパ15カ国の政治的枠組をマクロ分析する手段として使われているが、単なるマクロ分析手段に留まらず実証レベルのミクロ分析にも核心を突く視点を提供している点で重要である。例えば、「不平等の公的認知期間が長く、緩慢に公民権付与が進行した」英型という指摘や「可逆的で大衆の支持を得るために国民投票を利用する傾向をともなった」仏型という指摘は、後述するように19世紀選挙制度の実証分析の視点として欠かせない。英で戸主選挙権という制限選挙権が何故半世紀間存続したのか、仏で第二帝政期の恣意的諸選挙制度が第三共和政期でも何故存続しえたのかという視点はロッキンの指摘の延長に出て来る課題である。他方、この分析モデルが普通・平等を核とする近代法上の選挙権に関する基本原則からのミクロ分析すべてを可能にするものではないということである。しかし、こうしたロッキンモデルのミクロ分析を適用しうる視点からこそ筆者は仮説を立てることができた。

筆者が相違する英仏モデルから設定した第一仮説は、一定の英に関する実証の蓄積と第二仮説を念頭においた仏の実態への類推から導いたものである。第二仮説は一つには第一仮説と同じように英に関する実証の蓄積ともう一つは比例代表制導入をめぐる抵抗に係る英仏の類似というロッキン理論への着目から導出したものである。仏の政治社会学的な支配層の研究については十分な知見がなかったがこの仮説を支えた主因の一つはロッキンの「代議制の伝統が強い政体は英型に近く、絶対主義の伝統が強い政体は仏型に近い」という第二の指摘だった。こうして両国の伝統の相違でその位置に違いがあるものの寡頭政の温存が存在するとする第二仮説を立てることができた。

そして、この第二仮説と連動するものとして筆者が見出したのがロッキンの比例代表制論だった。ロッキンは比例代表制およびその英仏の対応を次のように述べている。「代議制の関門は、ひとたび政治参加の諸権利が大部分かすべての男性市民に拡大されると、激しい圧力にさらされる。……ヨーロッパの大規模な諸国では、選挙権の拡大や都市化や工業化の継続的過程が、伝統的な諸関門の低下のために猛烈な圧力を生み出した。しかし、中央の権力機構はこれらの運動に対してより大きな資源を動員することができ、容易にその地位を明け渡すことはなかった。すなわち、イギリスは1931年危機においてさえ比例代表制ないし選択投票制⁹の誘惑に屈することなく延命した。フランスはわずかに各々の世界大戦後の短命な期間に屈した」¹⁰。この引用文での英仏両国為政者の比例代表制への対応が示すように、英仏で寡頭政が温存されたとする第二仮説はロッキンのマクロ分析からする比例代表制論と連動すると考える。

このように筆者の提示する仮説はロッキン理論にその着想を強く依拠するものだが、他面、ロッキンの英仏モデルは15カ国のヨーロッパの政治的枠組を縦横にマクロ分析するために最適のものであり、複票制や秘密投票等の選挙制度に係るミクロ分析面での言及にまでは十分に踏み込んでおらず、また相違する英仏モデルが実態として希薄化するとする第一仮説はロッキンモデル自体と相反すると言わざるをえないだろう。

2 19世紀英仏選挙制度の実態とロッキンモデル

(1) 英の選挙制度の実態

次に選挙制度の実態を通じてロッキンモデルに係る第一仮説を実証する（表Ⅰ）。19世紀から20世紀初頭にかけて、英は当該人口に対する有権者割合が漸増しておりロッキンの指摘通りである。19世紀に三回の選挙法改革が行われたが、第1次（1832）後の1833年と第2次後の1869年の成人男性に対する割合は各々13.2%・31.4%と重要性がない。これに対して着目すべきは1883年から85年の30%弱の増加である（1885年の割合は63.7%）。これは、第2次での都市選挙区から州選挙区へも戸主選挙権を拡大した第3次改革（1884）が数的意義を持つことを示す。1918年には割合が90%弱となっているがこれは男性普選と限定的女性選挙権（第4次改革）による。

表Ⅰ 19世紀英仏の有権者数と選挙取得年齢人口に対する割合

	イギリス		フランス	
	有権者数 (単位千人)	選挙取得年齢 人口に対する割合	有権者数 (単位千人)	選挙取得年齢 人口に対する割合
1831	516	8.6	166.6	1.9
33	809	13.2		
46	1067	15.1	241	2.5
48			8221	75.7
66	1368	18.0		
69	2446	31.4	10417	87.0
71	2553	32.2	10631	90.3
81	3077	35.8	10125	86.4
83	3155	36.0		
85	5708	63.7	10181	85.7
1910	7695	62.2	11327	91.5
14			11307	90.5
18	21392	88.6		
19			11446	95.4

出典：下記の著書の英・仏の数字と割合を必要年を抽出して作成。両国にとって重要な年が重なる場合は両者とも数字と割合が揃うが、そうでない場合もある。
I 14, pp.113・49, II 26, 113・49頁。

ところでロツカンの言う英型の「不平等の公的認知期間の長さ」は何によってもたらされたか。筆者は第2次・3次改革で導出された戸主選挙権等¹¹が約4割の成人男性を排除する¹²制限選挙権であり、また約50万人とされる複票制¹³や登録制度での居住期間の長さ¹⁴等によると考える。そして戸主選挙権等の財産権の性格は明らかに普通選挙に対する制限選挙に基礎づけられ、さらに1948年に全廃された複票制は平等選挙に対する不平等選挙だと指摘できる。これらは「一人、一票」に対して選挙権を財産視する「一票、一対価」¹⁵を思想的骨格として保持するもので、仏革命への反動として英の為政者による伝統的選挙権付与原則への回帰として捉えられる。そしてこの原則を満たす労働貴族までを受け皿としたのが戸主選挙権であり、他方、同選挙権は当時の為政者の言う多数者専制ないし愚民政治としての民主主義の選挙原則である男性普選の排除を含意した¹⁶。

(2) 仏の選挙制度の実態

次に仏をみると二月革命（1848）以降のそれ以前と比べての有権者数とその男性人口比率の劇増が挙げられる（1846年約3%・48年約76%）¹⁷。もちろんこれは男性普選実施によるもので以降一定の数的増加はあるが大勢に変化はない。ではこうした数的結果の背景となる実態として挙げられるのは何か。始めに選挙制度の実態に係る課題の前提を述べる。まず多党制下の連合による議会多数派に左右される政府の弱体と不安定を指摘できる¹⁸。これは、1875年憲法の慣習による変容を通じた大統領の代議院解散権封印と内閣（大臣）の議会（代議院・元老院）への従属で生じた¹⁹。次に第三共和政下の選挙法改革は5回なされ、投票方法はアロンディスマン制²⁰で1875年以降の16回の総選挙中13回実施された²¹。上記前提を踏まえ次に選挙制度に係る課題を挙げる。まず選挙実施上の複票制・候補者等の投票用紙配付や投票所長の恣意化による操作がみられ、これらの問題は20世紀を跨いだ1913・14年法で減少した²²。次に絶対主義の伝統とも重なる中央集権的行政に由来する政府の選挙干渉や代議士による選挙区への利益誘導政治の横行がみられた²³。さらに仏革命を通じた制限選挙を正当化する選挙権公務説と成人男性の普選・平等選挙を正当とする選挙権権利説において、第三共和政下で選挙法制に効力を持ったのは前者だったことである²⁴。

(3) 英仏ロツカンモデルの相違の実態上の希薄化

ここでは上記した英仏選挙制度の実態を近代法上の選挙権に関する基本原則²⁵に照らして評価する（表Ⅲ）。まず英から説明する。a 普通選挙：(1)で述べたとおり当時の諸選挙権（表Ⅱ）は明らかに制限選挙権である。例えば中核的な戸主選挙権をとると男性普選を前提にしても居住と納税要件が存在した。前者は12ヶ月居住を求めたが実際には2年強を要したために、社会的流動性の高い無産有権者への抑止効果を持った。後者は、借家人の家主を通じた間接一括納税とその選挙人名簿登録の是非および都市・州選挙区での納税にもとづく選挙人名簿への登録要件の有無など複雑な事情があったが、第3次改革で要件自体の廃止により決着したので²⁶前者ほど無産有権者への抑止効果は無かった。しかし、第3次改革後には戸主選挙権を通じて成人男性の過半数である約6割が選挙資格を得、また有権者の過半数が労働者階級となった点²⁷、つまり着実な民主化の進展も見逃せない。従って評価は△とした。

表Ⅲ 近代法上の選挙権に関する基本原則からする英仏選挙制度の実態の評価

	a 普通選挙	b 平等選挙	c 自由選挙	d 秘密選挙
英	△	×	○	○
仏	△	△	△	×

※ 基本原則を充足する場合には○、不十分である場合には△、充足していない場合には×とした。

b 平等選挙：1911年においても50万人程の複数投票者が存在し有権者の約7%を占めたことを考え評価を×とした。因みに複票制は1918年以降に二票制に縮減され48年に全廃されたが、ここまで保持されたことは有産者支配の執拗さを物語る。他方、有権者数と議員数との選挙区間での均等な議席配分については1885年と1918年の施策を通じて人口数の多い選挙区を除き1選挙区1議席の小選挙区制が採用され、前者で人口5万4000人に1議席、後方で人口7万人に1議席が確保されたこと²⁸を適正に評価したい。

c 自由選挙・d 秘密選挙：筆者がともに評価を○とした理由は、前者についてはそれを担保する選挙上の腐敗・違法行為の厳罰化を腐敗・違法行為防止法（1883）で実現し、後者についても公開投票による脅迫の弊害を除去する秘密投票法（1872）を実現したこと²⁹、つまり19世紀段階で議席配分同様に相応の問題解決を図りえたことに求める。

次に仏について説明する。a 普通選挙：数的推移から評価は○になりそうである。しかし、ロッキンは仏型モデルを「政治的市民権の普遍化と平等化が早期かつ速やかに行われたが、その過程は可逆的」と指摘している。その典型は二月革命による男性普選導入後の第二帝政下の政府の露骨な選挙干渉で³⁰明らかに男性普選を形骸化させた。従って問題は第三共和政期の男性普選をどう評価するかということである。この点については、J.ガーナーも述べるように共和派も政府による選挙干渉を躊躇しなかったことを指摘しなければならない³¹。また第三共和政下で選挙法制に効力を持ち続けたのが制限選挙を正当化する選挙権公務説だったことも見逃せない。つまり男性普選を骨抜きにする事情が第三共和政期にも温存され続けたことを勘案すると、評価を△にせざるをえない。

b 平等選挙：英では多数の複数投票を考慮して×とした。仏はどうか。報告されている複数投票の事例は選挙人名簿登録に関するルーズな規定を利用したもので、多数者による土地購入や複数登録を通じた恣意的選挙区選択ないし不備名簿の悪用だった³²。しかし報告数も少なく大規模な事例や慣行も多くは見られないため評価は△とした。一方公正な議席配分についてはどうか。この点に関しては英に比して仏は評価を厳しくせざるをえない。理由はアロンディスマン制にもとづいた投票方法を骨子としたために選挙区分もそれを基礎になされ、結果として人口の移動や増加に対して定数配分や選挙区割り適切になされなかったことに求められる³³。

c 自由選挙・d 秘密選挙：筆者が前者を△・後者を×とした理由は英の場合と逆である³⁴。前者についてはそれを担保する選挙上の腐敗・違法行為の厳罰化が必要で、後者についても公開投票や投票者の特定化を除去する法整備がなされるべきだったが、仏ではそれらの実が元老院の執拗な反対もあり20世紀に持ち越されたためである³⁵。特に秘密選挙については不十分で恣意的対応が顕著だった。

ここまで英仏ロックンモデルの差違が実態上いかなるものかを近代法上の選挙権に関する基本原則から問うたが、それは上述してきたように筆者の分析視角がロックンのモデル提示がミクロ分析にも相応の適応を示しつつもマクロ分析向けであるのに対していわばミクロ分析まで十分に踏み込んだ点に意味があり、また、相違は実態上希薄化するとする第一仮説はそうした分析を通じて証明されたと考える。自由・秘密選挙における評価には多少差違がみられるが、基本原則の中心となる普通・平等選挙ともモデルの差違とは裏腹に相似して評価は低い。英では19世紀を通じて制限選挙が主流であり複票制も健在だった。仏でも世紀中葉以降の男性普選にもかかわらず、政府による選挙干渉が存続し制限選挙を正当視する公務説が選挙法制に効力を保持した。また英ほど顕著ではないが複票制も存在し選挙制度自体の健全性も損なわれていたのである。

3 選挙権と間接民主主義のジレンマ

(1) 英仏の比例代表制への対応

英における比例代表制の適用は大学選挙区（1603-1948）で一部採用された以外に例はない³⁶。これに対して仏では国政での本格的実施がなされた³⁷。すなわち a 第三共和政下の1919年法にもとづく同年および24年の代議院選挙、b 第四共和政下の1945年オールドナンス（委任命令）にもとづく45・46年の制憲議会選挙および1946年法にもとづく同年の国民議会選挙がそれらである。しかし複雑な経緯をとりつつ第五共和政までアロンディスマン制に回帰する傾向がみられる。以上が両国の比例代表制への対応の概観だが、ここで再確認したいのはロックンのマクロヨーロッパモデルにおける英仏の比例代表制に係る抵抗の強さの類似性である。つまり比例代表制を容易に受け入れない英であれば小選挙区制と連動する戸主選挙権を中心とした選挙制度、仏であればアロンディスマン制を旨とする選挙制度がそれだが、次にそうした事情の背景にいかなる政治社会構造が存在したかを課題としたい。

(2) 英仏に共通する為政者の社会階層的特徴

英仏における為政者の社会階層的特徴を把握する上で確認すべき前提は、（間接ないし代表制）民主主義が制度化される際の論理である。この点について阿部齊は次のように述べている³⁸。「権力側からの社会統制の要請としての間接民主主義は、民主主義理念——主体的政治参加や自発的秩序形成——の全面的実現ではなく、統治の必要性和両立する範囲内でその具体化を求めるにすぎない。そこで要求されているのは、統合の論理によって限界づけられた部分的デモクラシーである」と。仏ではA.コールとP.キャンベルが「憲法や選挙制度は、歴史的にみて勝者が寛大さや節度を示すのを当てにすることができないことという事で闘争における武器であり続けてきた」³⁹と述べているが、このことは第二帝政時の政府による選挙干渉が第三共和政においても存続したことをガーナーの所論を通じて確認した。また英でも議会は「飢餓の40年代」のチャーティスト運動における男性普選を主とする人民憲章を求める国民請願（1839・42・48）を拒む⁴⁰と同時に自由・保守両党自身の選挙法改革は否定せず、民主主義の代名詞である普通選挙の防波堤として制限選挙権である戸主選挙権を対置したのである。

a 英為政者の社会階層的特徴

そこで、これからこうした「統治の必要性和両立する範囲内」での選挙制度の一定の民主化の背景としての19世紀両国の政治社会構造をみたい。まず英から説明する⁴¹。第2次改革から第4次改革にかけての議会・内閣の社会的構成をみる。現在、上院は世襲・僧侶・法曹・一代貴族からなるが実績から地位を得た新貴族の出自でみると（1867-1911）、貴族・ジェントリが全体の70%、商工業・自由業が30%だった。後者の所領等の入手による貴族化を考えれば上院が貴族の牙城なのは当然だった。次に下院だが土地所有・工業・金融関係を代表する議員の各党に占める割合の推移は表Ⅳのとおりで、自由党は工業、保守党は土地・金融関係を代表する政党だと理解される。土地・金融利害は保守党が自由党の当該分を吸収し、大地主である貴族の金融・保険会社の取締役就任等を通じて融合し、利子・配当取得者として新たな支配階層を形成した⁴²。

表Ⅳ 下院における土地所有・工業・金融関係議員の各党に占める割合（1868-1910）

政党 利害	自由党			自由統一党			統一党			保守党		
	土地	工業	金融	土地	工業	金融	土地	工業	金融	土地	工業	金融
1868	52	21	32							67	4	15
1885	27	34	30							41	16	37
1900	16	45	22	22	38	43				45	24	46
1900.12	14	44	34				45	31	46			

出典：Ⅱ31, 233-34頁の4-7表をもとに作成。表中の利害割合総計は各党とも100%を前後する場合がある。自由統一党は第3次グラッドストーン自由党内閣のアイルランド自治問題（1886）に端を発したJ. チェンバレンらの辞職を契機に結成された。統一党は自由統一党と保守党が第3次ソールズベリおよびバルフォア内閣（1895-1905）で合同して生まれたもので1922年のアイルランド自由国成立まで存続した。Ⅱ22, 132-33頁。

続いて内閣の社会的構成⁴³を各大臣の出自でみると（1868-1919）全閣僚中、貴族階級は47%・中産階級は52%となる。しかし1902年までで区切ると総大臣中、貴族階級は55%・中産階級は45%と関係は逆転する。これはロイド・ジョージ内閣（1919年時点）が閣僚の8割強を中産階級で占めたことによる。英の議会政治は元来唯一の有閑資産階級である「貴族の義務」だった——上院はもちろん下院も1911年以降の歳費支給まで議員は無給名誉職だった。それが19世紀後半以降の中産階級の議会進出で事情に変化が生じたのだが、彼らも所領購入による地主なしいし利子生活者として有閑資産階級化した⁴⁴。以上を結論づけると、当時の議会・内閣は中産階級の漸増傾向や両者の融合を含みつつも依然として貴族階級優位に構成されていた。そしてこのことは当時の為政者に共有された反民主主義観を社会構成上裏打ちすると考える。

b 仏為政者の社会階層的特徴

続いて仏について説明する。デュヴェルジェの所論でも述べたように第三共和政下において内閣は議会へ従属的だったが、M. ドガンによる代議士と大臣の社会的出自に関する分析をみたい。まず代議士（下院議員）の出自については表Ⅴが示すように貴族階級は3割程度から漸減し末期には5%になった。上層中産階級は3割程度で推移し末期には2割強に減じた。対して中層中産階級は2割弱から30%台に達して末期には4割弱を保持した。また小市民層は10%

弱から始まり末期には20%に達した。さらに労働者階級も当初の5%から漸増し末期には15%を保持するにいたった。

表V 第三共和政下の代議士（下院議員）の社会的出自（%）

	1871	1893	1919	1936	1945
貴族階級	34	23	10	5	3
上層中産階級	36	32	30	24	18
中層中産階級	19	30	35	36	43
小市民層	8	10	15	20	19
労働者階級	3	5	10	15	17

出典：I11, p.469の表I。

次に二大政党制の英とは異なる多党制の仏での代議士の社会的出自と政党との関係を見ると、社会的階層と政治党派は三大別される。つまり労働者階級と小市民層を核とするのが共産党と社会党で、中層中産階級を核に上層中産階級と小市民層からなるのが急進黨・中道左派・独立左派で、貴族階級と上層中産階級を核とするのが右派と穏健派である⁴⁵。

さらに大臣の社会的出自について先述の代議士の推移とも重ね合わせながらみてみたい（表VI）。まず代議士との関連では期間の問題があるので、概数把握という前提で一定期間の平均値で算出している大臣に合わせるために代議士の単年による値を足して平均値を出し比較した。結論を三点述べると、まず代議士・大臣ともに中層中産階級と上層（有力）中産階級が中核となっている、次に貴族階級の割合が代議士・大臣ともに減じて意義を失っている、さらに労働者階級は19世紀末には存在感がなかったが20世紀初頭には代議士を中心に意義を持ち始めた⁴⁶。

表VI 第三共和政下の大臣の社会的出自（%）

	1870-1899	1899-1940	1945-1958
貴族階級	14	4	3
有力中産階級	51	37	12
中層中産階級	25	33	57
小市民層	4	17	16
労働者階級	4	7	7
不明	2	2	5
総計	242(1)	389	227

出典：I11, p.471の表III。

以上のことから、貴族階級優位に構成された英に対して仏は中産階級に比して貴族階級の存在意義が薄れた⁴⁷と類推される。しかし議会で内閣が権力の中核となる英に対して、仏は政治家と上級行政職との分化を通じて上層中産階級や貴族階級の権力が温存された。このことについてP.ビルンボームは次のように述べている⁴⁸。「第三共和政においても、政治家は上級行政職員と立ち向かわねばならなかった。つまり、政治家は、上級行政職員から分離することには成功したが、彼らを支配するにはいたらなかったからである。……国務院……などのようなグ

ラン・コール⁴⁹（高級官僚集団）は、中間諸階級出身の政治家と対峙して、国家装置の内部に大ブルジョワジーの権力を永続化させることを保証したのである。……1877年末には、県知事……が任命されていた。そして、彼らの内の大多数が第二帝政下で副知事を務めていた人たちであり、その半数以上が貴族の称号を持っていた」。以上の指摘から分かるのは中層中産階級と小市民を中核とする議会と内閣の政治家（「新しい諸階層」⁵⁰）に対して、上層中産階級や貴族階級は上級行政職に後退しつつ政治家と対峙しながら権力を温存し続けたことである。

c 英仏に共通する寡頭政（有産者支配）の温存

上記内容から結論されるのは英では議会と内閣が中産階級の漸増傾向や両者の融合を含みつつも依然として貴族階級優位に構成されており、また仏でも政治家（議会・内閣）と上級行政職は分化しつつ後者において上層中産階級と貴族階級が権力を掌握し続けたことである。ロッキンは代議制の伝統が強いのが英で（議院内閣制）、絶対主義の伝統が強いのが仏（官僚制）としたが、両国の権力分布は彼の指摘によって裏打ちされよう。1(2)において、筆者は、ロッキンの英仏モデルの相違はその実態に踏み込むと希薄化し、また、この差違の実態上の希薄化は19世紀における寡頭政（有産者支配）温存という両者の類似性に由来する（第二仮説）と述べた。ここでいう寡頭政はそれを有産者支配と言い換えているように、いうまでもなく英の議会と内閣における貴族階級優位と仏の上級行政職における上層中産階級と貴族階級の権力掌握を指している。アリストテレス以来貴族政に対して寡頭政は政治的にマイナスシンボルを意味するが、20世紀に入りそうした状況が顕在化したことは、仏での注記(49)したようなグラン・コールによる行政府への影響力行使や英での「人民予算」に抵抗する貴族院（上院）に対応して庶民院（下院）の優越を帰結させた議会法（1911）を例示できよう。また1(2)で言及したように、筆者の第二仮説はロッキンのマクロ分析からする比例代表制論と連動すると考える。以上を通じて、英仏両国の差違の実態上の希薄化は19世紀における有産者支配の温存という類似性に由来するとする第二仮説を実証したと考える。

(3) 間接民主主義のジレンマ

(2)の冒頭で間接民主主義が制度化される際の論理について、阿部斉の緒言を通じて「権力側からの社会統制の要請としての間接民主主義は……統治の必要性和両立する範囲内でその具体化を求めるにすぎない。そこで要求されているのは、統合の論理によって限界づけられた部分的デモクラシーである」と述べた。ここまでの議論をこの間接民主主義の特徴から再考すると、19世紀当時の英仏の為政者は自らの寡頭政を維持するために選挙制度の民主化を統治の必要性和の両立範囲内で求めたと了解される。しかし筆者はそうした理解だけでは次の点で首肯できない。それは、間接民主主義あるいは議会制民主主義は、議会ないし行政府による寡頭政を骨格として保持する限りにおいて成立しえないとするからである。上述してきたように、19世紀寡頭政においては大衆を前提にするよりも英のように排除するか仏のように取り込みながら骨抜きにしている点は見逃せない。

このように間接民主主義の制度化に際しては、実際には為政者による寡頭政維持という治者と被治者の一致を旨とする本来の民主主義とは相容れない分厚い壁が存在している。こうした

間接民主主義の成立それ自体に根差すジレンマに言及した文を次に紹介したい。まず『オックスフォード英語辞典』は民主主義を「一個の政府組織は全ての住民によって成立する場合と、そうではなくて一国を任せるのに相応しい者全員、そしてそれは主に選出された代表者を通じてのものである場合に分かれる」と定義している⁵¹。また千葉眞は「民主主義には大別して、直接民主主義と間接民主主義という二つの異なった……種類があり、前者……は、民衆の自己統治の政治形態を意味する。……一方、後者……は……代表者による委任統治的な寡頭政の一形態」とする⁵²。つまり、『オックスフォード英語辞典』が民主主義を一方で「選出された代表者を通じてのものである場合」とみなし、千葉が「間接民主主義は代表者による委任統治的な寡頭政の一形態」とするそれらの視角は間接民主主義に係るジレンマを的確に指摘していると考ええる。

4 選挙権は誰のものか？

近現代の選挙制度は普通・平等選挙等の保証を通じた「一人、一票」という民主主義の問題と不可分である。本稿は、そうした普通・平等選挙等の選挙権の基本原則の充足の有無を通じて19世紀英仏選挙制度を分析することによって、両国における制度的民主主義の実現ないし民主主義の制度化に係る諸課題を検討するものであった。そして、このような分析視角から筆者が注目したのが、ロッカンのマクロヨーロッパモデル中の国民国家形成過程における大衆民主主義へいたる条件づけをもとに欧州の政治的枠組を英仏の典型的モデルで提示分析した部分であった。その理由は、当該の提示部分が19世紀英仏の民主主義の制度化を論ずる上で核心を突いており重要だったからである。

こうして筆者は横軸にロッカンのマクロヨーロッパモデルをおき、縦軸に普通・平等を中心とする近代法上の選挙権の基本原則において両軸の中で19世紀英仏の選挙制度を位置づけた。ロッカンは大衆民主主義への発展として「不可逆的だが、不平等の公的認知期間が長く、緩慢に公民権付与が進行した英型と政治的市民権の普遍化と平等化が早期かつ速やかに行われたが、その過程は可逆的で大衆の支持を得るために国民投票を利用する傾向をともなった仏型」という二つの西欧モデルを示し「代議制の伝統が強い政体は英型に近く、絶対主義の伝統が強い政体は仏型に近い」傾向を持つとした。さらに「比例代表制導入に対する抵抗は中央政府が比例代表制運動に対して大きい資源を動員できた大きい政治組織ほど強い」として英仏を例示した。筆者は、これらロッキン理論において英仏モデルの相違と比例代表制導入をめぐる抵抗に係る英仏の類似に着目し、両モデルの相違はその実態に踏み込むと希薄化し（第一仮説）、この相違の実態上の希薄化は19世紀における寡頭政温存という両者の類似性由来とする（第二仮説）。さらに、この第二仮説はロッカンのマクロ分析からする比例代表制論の根拠となると考えた。

そして、ロッカンのマクロ分析による英仏モデルの相違が実態上いかなるものかを近代上の選挙権に関する基本原則からミクロ分析し、相違は実態上希薄化とする第一仮説を実証した。つまり基本原則の中心となる普通・平等選挙はモデルの相違とは裏腹に相似して評価は低く、英では19世紀を通じて制限選挙が主流で複票制も健在だった。仏でも世紀中葉以降の男性

普選にもかかわらず、政府による選挙干渉が存続し制限選挙を正当視する公務説が選挙法制に効力を保持した。また英ほど顕著ではないが複票制も存在し選挙制度自体の健全性も損なわれていた。次に第二仮説について分析し、英では議会と内閣が依然として貴族階級優位に構成され、また仏でも政治家（議会・内閣）と上級行政職は分化しつつ後者において上層中産階級と貴族階級が権力を掌握し続けたことを確認した。以上を通じて、両国の差違の実態上の希薄化は19世紀における寡頭政温存という類似性に由来するという第二仮説を実証した。

こうした分析結果をコールとキャンベルが述べた言葉で示すと「憲法や選挙制度は、歴史的にみて……闘争における武器であり続けてきた」のであり、19世紀英仏における選挙権および選挙制度は、実質上、有産者が支配したのである。間接民主主義は「統治の必要性和両立する範囲内でその具体化を求める部分的デモクラシーである」。その意味で19世紀当時の英仏の為政者は自らの寡頭政を維持するために選挙制度の民主化を統治の必要性和の両立範囲内で求めたと了解される。しかし、間接民主主義あるいは議会制民主主義は、議会ないし行政府による寡頭政を骨格として保持する限りにおいて制度的民主主義として本当に成立したと言えるのだろうか。19世紀寡頭政においては、民主主義の政治参加の対象となるべき大衆を前提にするのではなく、英のように排除するか仏のように取り込みながら骨抜きにしている点を看過できないのである。この問題は間接民主主義ないし議会制民主主義の成立をいつと判断するのかという時期区分の問題とも考えられるが、このことについては発展的課題として別途検討することにして、本稿を締め括ることにしたい。

〔付記〕

本稿は第64回日本西洋史学会大会（2014.6.1、於立教大学）でのポスターセッション（近代2）による発表をもとにしたものである。

注 下記ローマ数字とそれに続くアラビア数字は、各参考文献に付けた数字を示す。

1 II 18, 2-16頁, II 23, 473-80頁。

2 欧米ではまずC.セイモアに代表される19世紀選挙制度史研究、その後第2次改革に関するF. B. スミスやM. カウリングによる個別研究、またD. E. バトラーによる第4次改革以降の選挙制度史研究、そして両者の間隙を埋めるN. プリュウイトの研究があった。さらにM. ピューは第4次改革の単著を著し19世紀以降の選挙制度史の著作もある。なおこれらの研究は代表的なものである（以下の邦語文献・注3の内容も同様）。I 22(II 12), I 23, M. Cowling, 1867: Disraeli, Gladstone and Revolution: The Passing of the Second Reform Bill, Cambridge University Press(first paperback version), 2005, I 9, I 8, M. Pugh, Electoral Reform in War and Peace 1906-18, Routledge & Kegan Paul, 1978, I 20.

我国ではセイモアに相当する研究が横越英一によりなされ、議会史だが選挙制度史としても重要な中村英勝の研究がある。第2次改革に関しては吉瀬征輔の研究等があり、また評伝だが19世紀選挙制度史としても有用な神川信彦の単著、さらに概説だが選挙法改革史として有益な梅津實の論文がある。II 30, II 22, II 5, II 4, II 2。

3 我国では岡田信弘や坂上順夫の研究も知られているが本稿は只野雅人の著書に多くを負う。同書は仏革命か

ら第五共和政までの理論と実態を精緻に的確に描いている。

岡田信弘『北海道大学法学論集』29巻2号, 30巻2・3号。

坂上順夫『選挙』34巻10~12号, 35巻1~9, 11・12号, 36巻1, 3, 6~12号, 37巻1~12号, 38巻1~9号。II13。

筆者が英語文献で重視したのはコールとキャンベルの著書とガーナーの論文である。前者は比較選挙制度研究で著名なマッキーとローズの『国際選挙史年鑑』(T.T.Mackie & R.Rose, The International Almanac of Electoral History, Macmillan Press, 1991(3rd)) の典拠でもある。後者は第三共和政下の選挙制度理解に貴重な論文である。第三共和政期の仏語文献では G.Lachapelle・J.M.Cotteret, C.Emeriet P.Lalumiere・J.Barthelemy et P.Duez・L.Duguit 等の著書が重要である。I 10, I 15。

G.Lachapelle, Les Regimes electoraux, Armand Colin, 1934.

J.M.Cotteret, C.Emeri et P.Lalumiere, Lois electorales et inegalistes de representation en France 1936-1960, Armand Colin, 1960.

J.Barthelemy et P.Duez, Traite de droit constitutionnel, Pantheon-Aassas, 2004.

L.Duguit, Traite de droit constitutionnel 1859-1928 vol1・2, Nabu Press, 2000(reproduction).

- 4 我国でロッキン理論を総体的に論じたのがII10で, それ以前にもII8・II9による紹介があった。またロッキン理論やその功績を知るにはII3が有益である。筆者が本稿で利用しているのは, ロッキンのマクロヨーロッパモデル中の“大衆政治の構造”とその条件としての“4つの制度上の関門”と題する部分である。
I 21, pp.79-96, I 13, pp.246-60, I 14, pp.21-4 (II 26, 22-4頁)。
- 5 承認の関門とは請願権・批判・示威運動・集会・表現・出版からなる市民の権利が有効に認知されること。加入の関門とは代表の選択に対する正式で平等な参加権が認知されること。代議制の関門とは投票数が議会議席数へ平等に配分されることの認知。執行権の関門とは議会多数派に対する内閣の責任が有効に認知されることを意味する。I 14, p.22 (II 26, 22頁), I 21, p.79, I 13, pp.246・47. なお同文の後二者よりも簡潔な前者の文を本文に充てた。
- 6 I 21, p.86, I 13, p.251, I 14, p.23 (II 26, 23頁)。
- 7 I 21, p.86, I 13, p.251, I 14, p.23 (II 26, 23頁)。なお, 同文の前二者より簡潔な後者の文を本文に充てた。
- 8 I 14, p.23 (II 26, 23頁), I 21, p.88, I 13, p.255. なお, 同文の後二者より簡潔な前者の文を本文に充てた。
- 9 alternative vote ないし preferential voting と呼ばれ, 投票者が数名の候補者に選択順位をつけて行う投票方法をいう。
- 10 I 21, pp.87・8, I 13, pp.254・55.
- 11 男性普選成立までの雑多な財産権的選挙資格 (1911) については表IIを参照。

表II 男性普選成立までの雑多な財産権的選挙資格

選挙権	諸資格	有権者数	割合 (%)	
占有	年価値10ポンドの土地・家屋所有者ないし借地・借家人	6,663,426	84.3	86.1
	戸主選挙権者 (家屋所有者ないし借家人)			
	店舗等事業上の家屋所有者 (所有者ないし借家人)	141,292	1.8	
	※ イングランド・ウェールズのみ			
所有	40シリリング自由土地保有者・贍本土地保有者・定期土地保有者	663,762	8.4	8.7
	自由民 (1832年以前の都市選挙区での資格者)	23,924	0.3	
間借	年価値10ポンドの間借による占有者	365,391	4.6	4.6
大学	大学選挙区での選挙権者	46,670	0.6	0.6
総計		7,904,465	100	100

出典：下記議会報告書の総括表および論文の表Iをもとに作成。I 3, pp.679-700, I 8, pp.31-4.

12 I 8, p.31, I 19, pp.6-8, I 7, p.67.

13 ブリュイトは次のように述べている。「1911年には50万から60万の複数投票者が存在し、その数は有権者の約7%に当たるという見解の一致がみられる。……暫定的分析では複数投票者数が州選挙区での約40万……都市選挙区での約10万の占有資格投票者・大学選挙区投票者そして少なからぬ自由民投票者から成っていたことを示している」。I 8, p.46.

14 第2次改革での選挙人名簿登録までには12ヶ月の居住要件があったが、手続の硬直性にともなう長期化（平均約2年1ヶ月）や都市部での労働者の高率の社会的流動化等により、無産有権者の歯止めとして毎年約100万人の権利を剥奪した。I 8, pp.35・6.

15 自由党による選挙制度改革案の中で複票制廃止に関わるものは主に上院により打破された。注目されるのは1906年案で自由党が「一人、一票」(one man one vote) を主張して第2次改革の非民主的原則の追求から転じて民主主義の原則下に選挙権を主張したのに対し、保守党が「一票、一対価」(one vote one value) を対峙させ従来の支配層の参政権観つまり戸主選挙権や複票制を含む選挙権の財産権としての特性を依然として主張していた点である。なお、自由党による諸提案が過去20年間の選挙での敗北が非居住による複数投票だと確信の上になされたという党利的観点も見落としてはならない。I 18, pp.14-27, 113-19, 139-40, 153-56.

16 ヴィクトリア朝では仏革命への反動から家父長制が復活したがそれが戸主選挙権成立の思想的骨格である。L. ストーンは「情愛的個人主義」を現在に繋がる家族類型とみなが、その進化は同時代の道徳改革・家父長制強化等の復活で分断されたとする。I 24, pp.422-27 (II 11, 576-82頁)。

こうした時代思潮を背景に戸主選挙権は成立したが、その経緯は複雑で第2次ラッセル自由党内閣(1865・66)の蔵相兼下院院内総務グラッドストーンによる法案が流産して、第3次ダービー少数保守党内閣(1866-68)の同ディズレーリによる法案が修正案受入で大幅に変貌して実現した。

この成立過程で筆者がまず注目するのは当時の議会政治家の大半に共有された反民主主義観である。その典型は自由党の改革案敗北の約2ヶ月前になされたホースマンの次の議会発言である(1886.4.20)。「我々はその原則が選挙権を数による政府の原則へと拡張すると申し立てている。……我々は選挙権を10ポンドから7ポンドへ下げること——それは7ポンドを4ポンドへ、あるいは4シリングにさえ下げられるかもしれないが——を正当なものとして説明することが……必要だと主張している。諸君に申し上げる。7ポンド選挙権〔年賃賃額7ポンド戸主選挙権-筆者〕に安んずるところはない。それ故その原則に従えば法案は本当に普通選挙へ辿り着くまで留まるところがない」。I 1, p.1844, II 30, 349頁。

次に述べるべきは戸主選挙権の根拠としての伝統的選挙権付与原則とそれにより排除される「最下層民」(residuum) 問題である。戸主選挙権に与る労働貴族とそれから排除される最下層民との区分等についてJ. ハリスの緒言を通じて紹介する。“residuum” という言葉は第2次改革において急進派下院議員J. ブライトが最初に使用した。「その語句は、ブライトによって何があっても投票権を有することを認めるべきでない人々を定義づけるために使用された。ブライトは下院に対するその区分線を……市民的価値に関する古来の政治的言語と古来の慣行において正当だと論じた。……最下層民についてのブライトの立場は……財産……に関する昔からの憲法に準拠した言語から表現されたものである。正式に雇用され、地方税を納入している男性労働者はアングロサクソンの自由民の伝統を受け継いでいる人物だった。それに反して最下層民は‘大酒飲み’・‘放蕩者’・‘生まれつきの無能者’ だった」。I 17, pp.74・5.

なおブライト本人の議会発言は次のとおりである(1867.3.26)。「私は、ばしばこの下院および他の会合で申し述べてきた諸理由のために常に戸主選挙権を支持し続けてきました。選挙権に関する信頼すべき古くか

らの原則は、何がしかの税が課されている人には全て選挙権が認められるべきだということです。……現在、全てないしそれに近い形で都市選挙区に……もし選挙権を与えられなければ彼ら自身ずっと好ましいだろう……下層の人々が存在します。……私はこの階層の人々を「最下層民」と呼びます。彼らは……大抵無力で貧しく、また他人に依存しているのです」。I 2, pp.636-37, I 17, p.74.

17 二月革命を通じた有権者数の劇増はロツカンが「その〔政治的市民権の普遍化と平等化－筆者〕過程は可逆的」とする指摘とおりである。コールとキャンベルは次のように述べている。「仏における1848年の多数の有権者の誕生は突然の変化だった。48年2月には有権者は25万人より少なかった。……49年までには登録に関する当局がその作業を終了すると有権者はほぼ1000万人となっていた。変化はあまりにも唐突だった。……それ以前の30年間の産業発展は社会的に自覚のある労働者階級を生み出していた。そして48年のパリ労働者の反乱が巨大な革命という最悪の暴動を呼び戻した。破壊的労働者の行動への恐怖は48年12月の共和国大統領に対するルイ・ナポレオンの選出、49年議会選挙での保守主義の勝利、50年のクーデターの主たる根拠であることを証明した。……クーデターは19年以上の間本当の自由な選挙を打ち壊したのである」。I 10, p.18.

18 コールとキャンベルは第三共和政時の内閣の不安定性を次のように述べている。「1871年から98年にかけて39の内閣が存在したが継続期間平均は8ヶ月だった。1898年から1910年にかけて……10の主に左派内閣が存在したが平均寿命は15ヶ月であり、またその内三つは各々ほぼ3年続いた。1910年から17年にかけては内閣の不安定性が復活した期間で、15の内閣の継続期間平均は6ヶ月だった。1917年から24年にかけてフランスは中間派と右派連合によって統治され、7つの内閣は継続期間平均が11ヶ月だった。1924年から40年にかけては37の内閣が存在し継続期間平均は5ヶ月だった」。I 10, p.21.

19 I 12, pp.86-98 (II 20, 108-21頁)。

20 アロンディスマン(郡)投票制とは仏の地方行政区分である県(デパルトマン)と小郡(カントン)の間の郡を単位とし、「一回目の投票では当選に絶対多数が要求され、当選者がいない場合には相対多数による二回目の投票が行われ」て「最有力候補の選出」がなされる小選挙区制を指す。II 13, 37頁, I 10, p.6.

21 I 10, pp.5-7, II 13, 16-80頁。

22 II 13, 51-6頁, I 15, pp.631-38.

23 II 13, 56-60頁, I 15, pp.616-22. 代議士による選挙区への利益誘導政治の典型的事例としては(3)の注31を参照。

24 II 18, 66-91頁。

25 近代法上の基本原則である普通・平等・自由・秘密の原則に関する整理を辻村みよ子の所説をもとに野中俊彦らの所説で補足確認する。a 普通選挙とは「制限選挙に対立する概念で、歴史的にはもともと租税額や財産による選挙・被選挙資格の制限をしない選挙として成立した」。b 平等選挙とは「本来不平等選挙に対立するものであり、歴史上等級選挙や一人二票投票制などを否定するものとして登場した」。またこの原則は第一次大戦後の比例代表制の進展とともに「有権者数と議員数とが各選挙区間で均等になるよう議席配分されなければならないとする原則」ともされる。c 自由選挙とは「不自由選挙に対するもので、立候補の自由や投票行動の自由(棄権の自由・強制投票の禁止、投票運動の自由などが含まれる)。d 秘密選挙は「自由な選挙を確保するために投票について秘密が保障された選挙である。(誰に投票したかを調べることを禁止する)「投票検索の禁止」の原則を含む」。II 19, 331-33頁, II 24, 9-17, 21, 23-30頁。

26 選挙人名簿への登録手続は州・都市選挙区で相違があり、前者が救貧官による通知後の有資格者の申請を通じてなされたのに対し、後者は一定期日までの救貧税(地方税)納税を登録要件とした。しかし都市選挙区

にのみ納税要件が存在するという不公平は、その後第3次改革を通じて戸主選挙権が両選挙区へ適用されたのを契機に要件自体の廃止で解消された。II 15, 89-92頁, II 30, 390-92頁, II 7, 23, 92頁。

27 筆者が有権者の過半数が労働者階級となったことの根拠とするのは、ポイド編集のJ.チェンバレンの演説集のバーミンガムでの「賤いの教え」と題する演説(1885.1.5)で以下に引用する。「来年には200万の男性が初めて彼らの政治的権利を完全に享有することになります。……そして初めて賃金労働者と紡績工が有権者の過半数となるでしょう。……現在、議会は300万の有権者によって選出されており、そのおそらく3分の1が労働者階級であります。来年の新議会(下院)は、その5分の3が労働者の人々に属する500万の男性によって選出された国会となるでしょう」。I 4, p.85.

28 II 22, 107・27頁。

29 腐敗・違法行為防止法および秘密投票制については、II 30, 391-407頁, II 27, 191・92, 201・02頁, II 22, 108・09頁を参照。

30 II 13, 19-22頁, I 15, pp.619-20.

31 ガーナーは第三共和政下の状況を次のように述べている。「第三共和政の樹立以降、帝政期の諸手段は……決して用いられなかった。にもかかわらず共和派は……間近の争いにおいて政府の影響力をを用いて競争相手を打ち負かし味方の代議士選出を確保するのをたまにしか躊躇しなかった。大体において好意的中立を公言すると、政府は時々選挙直前に知事に選挙運動への参加全てを慎むことを指示するために何でも行うが、そうした命令は主として体裁目的で企てられるもので遵守されることを期待されていない。……政府からの採択が知らされる、また有権者に対して効果的圧力を行使する他の方途が存在している。時には、貧しく無一文の有権者たちは、もし政府候補者が選出されない場合には彼らが地方の改善のための交付金ないし任用や勲章の形態での恩恵については何も期待する必要がないと知らされる。この種の脅しより効果的な圧力はありえない。特にその物乞い生活が知られている地方の市町村自治体においては」。I 15, pp.620-22.

32 II 13, 51-2頁。

33 第三共和政下の選挙区分の基礎となった1875年法で全国は526選挙区とされ、各議員は人口68655人を代表した(72年人口調査基礎)。この結果、同法の原則——パリとリヨンを別にして各郡が1議席を有し、次に10万以上の郡は同人口について1議席が配分され、他の人口10万未満部分についても1議席が配分されること(当該郡は複数区分割)を原則とする——から過大代表と過小代表の問題が発生し、人口の多い郡は不利となった。抜本的な試みは潰えて部分的な改訂がなされただけで、89年法下の最後の1914年選挙では有権者数での最大格差は9.7倍となった。II 13, 60-70頁。

34 選挙人名簿登録に関する不正は本文で簡単にふれたが、秘密投票は1875年法で規定されていたが実際は第二帝政初期の52年デクレ(行政命令)にもとづいており、投票用紙が候補者やその運動員によって選挙人に渡されることでの脅迫・買収や用紙の小細工による特定化がなされ効力がなかった。また投票所での第三者としての立会人不在あるいは選挙人から用紙を投票所長へ手交される規定による恣意化を通じて、投票特定や複数投票容認あるいは反対派の無効化等の改ざんがなされた。II 13, 52・3, 55・6頁, I 15, pp.631-34.

35 代議院は1904年に秘密投票法案を提出したが元老院の抵抗で実現まで10年を要した。13年法の内容は名簿登録の最低5年化での複数投票防止、秘密保持のための封筒投票(行政機関による封筒準備と投票所配置・投票所長による封筒が1枚であることの接触なしの確認)、外部と遮断された間仕切り使用、開票時の有効・無効確定による不正行為への刑事罰規定だった。14年法は投票に係る買収・供応への刑事罰や候補者のポスター掲示に係る公的許可等を内容とした。これらの立法化で不正は急減したが投票所での第三者的立会人不在

認可や均一投票用紙不在を通じた問題がなお存在した。II 13, 53-6頁, I 15, p.636.

36 I 9, pp.152-53, II 22, 128頁。

37 II 13, 80-101, 202-27, 241-52, 305, 316-23頁。

38 II 1, 77-9頁。

39 I 10, p.3.

40 チャーティスト運動についてはII 6を参照。

41 II 16, 18-29頁, II 14, 99-101頁。

42 II 31, 233-37, 254-57頁。

43 I 16, pp.78-9.

ガッツマンは次のように述べている。「保守党内閣は最近にいたるまでほぼ全て貴族階級ないし上層中産階級出身者で構成されていた。そして彼らのうちの幾人かは英中で最大級の大地主でその代表格でもある人々を含んでいた。これに対して1886年以後の自由党指導者の中核はいつでも保守党以上に明白に中産階級であり、彼らは旧ホイッグ系のほとんどから支持がなくなりそのことでますます新指導者層に依存するようになっており、多くは新中産階級あるいは下層中産階級出身者だった」と。I 16, p.79.

44 II 29, 207-08頁。

45 I 11, p.470, Tableau III .

46 1871年と93年また1919年と36年の値を各々足して2で割る。端数は四捨五入とした。これらの値を大臣の1870年から99年また1899年と1940年の平均値と比較する。中層中産階級では代議士は1871年と93年の平均値が25%・1919年と36年の平均値が36%、大臣も1870年から99年の平均値・1919年と36年の平均値が代議士と同率。上層（有力）中産階級では代議士は1871年と93年の平均値が34%・1919年と36年の平均値が27%、大臣は1870年から99年の平均値が51%・1919年と36年の平均値が37%と両者とも減じたが大臣は高率を保持。貴族階級では、代議士が1871年と93年の平均値が29%・1919年と36年の平均値が8%、大臣が1870年から99年の平均値が14%・1919年と36年の平均値が4%と急減。労働者階級では、代議士が1871年と93年の平均値が4%・1919年と36年の平均値が13%、大臣が1870年から99年の平均値が4%・1919年と36年の平均値が7%であった。

47 コールとキャンベルは中産階級の政治的台頭について次のように述べている。「私の政治における社会的諸勢力の釣合はこの時期〔1885-1914-筆者〕を通じて劇的に変化した。この期間には下層中産階級の興隆が認められた。1870年代を通じて政治は貴族階級の後継者、旧制度の貴族の次に位置する大地主や富豪階級、そして立憲君主政により支配されてきた。それが一方で中産階級のより富裕な階層が世紀末までに支配力を持つようになった。1902年に選出された議会は階層の低い男性——コンプやクレマンソーによって象徴される下層中産階級の政治家たちによって統治された」。I 10, pp.20-1.

48 I 6, pp.16-30, 151-53 (II 25, 17-37頁)。

49 国務院とは高級官僚集団であるグラン・コールの一つで、政府の行政・立法に関する諮問および法的助言……国務院外の職務——大統領・首相・大臣らの官房スタッフやブレイン等——を主務としている。II 25, 14頁の訳注。

50 「新しい諸階層」は男性普選を通じて新たに出現した中産諸階級出身者をいう。第三共和制下のこの諸階層と急進黨・地方優位・利益誘導政治・アロンディスマン制の諸関係については次の只野の分析が総括している。「アロンディスマン投票制は、その様々なメカニズムを通じ、急進社会党の支配を支えて行く。……当

時のフランス社会を特徴づけていたのは農民や中小ブルジョワジーといった「中間層」の優位だった。……「政治的には左翼、社会的には保守」という中間層の性格は急進党が左右両方と選挙協定を結ぶことを可能にした。……当時のフランスは何よりも農民と職工の国であり、工業化の進展にもかかわらず中小の自営農をはじめとして大規模集団生産の規律を免れた労働者が多数存在していた。……こうした……労働形態・労働意識が個人主義色の強い政治文化を育んだ……。……また政党や政策よりも個人が前面にでる以上、代議士と選挙区とのつながりが強まり利益誘導型の政治が横行するのは当然であろう。……アロンディスマン投票制はそれに最も「適合的」な選挙制度だったのである」。II 13, 158-61頁。

51 民主主義に関する『オックスフォード英語辞典』の定義は I 5, p.462よりの引用訳。

52 II 17, iii - v 頁。

参考文献

I [欧語文献]

- 1 *Hansard, 3rd ser, 1866, vol. clxxxii.*
- 2 *Hansard, 3rd ser, 1867, vol. clxxxvi.*
- 3 *Parl. Papers, 1911, lxii.*
- 4 *C. W. Boyd, eds., Mr. Chamberlain's Speeches, Volume 1, Publication date 1914, www. General-Books. net.*
- 5 *C. Sones, A. Stevenson, eds., Oxford Dictionary of English, Second Edition(revised), 2005.*
- 6 *P. Birnbaum, Translated by A. Goldhammer, The Heights of Power: An Essay on the Power Elite in France, 1982, The University of Chicago Press.*
- 7 *R. Blackburn, The Electoral System in Britain, Macmillan Press Ltd, 1995.*
- 8 *N. Blewett, 'The Franchise in the United Kingdom, 1885-1918', Past and Present, 1965, no32, pp. 27- 56.*
- 9 *D. E. Butler, The Electoral System in Britain Since 1918, Greenwood Press(reprinted), 1986.*
- 10 *A. Cole & Campbell, French Electoral System and Elections since 1789, Anchor Press(3rd ed), 1989.*
- 11 *Mattei Dogan, Les fileres de la carriere politique en France, 1967, Revue francaise de sociologie 8-4, pp.468-92.*
- 12 *Maurice Duverger, Les Constitutions de la France, Press Universitaires de France, 1946.*
- 13 *Peter Flore with S. Kuhnle and D. Urwin, State Formation, Nation-Building, and Mass Politics in Europe: The Theory of Stein Rokkan, Oxford University Press, 1999.*
- 14 *Peter Flore, State, Economy and Society in Western Europe 1815-1975 vol I, St. James Press, 1983.*
- 15 *J. W. Garner, 'Electoral Reform in France', American Political Science Review, 1913, pp.610-38.*
- 16 *W. L. Guttsman, The British Political Elite, 1963, Macgibbon & Kee Ltd.*
- 17 *J. Harris 'Between civic virtue and Social Darwinism: the concept of the residuum', D. Englander, eds., Retrieved riches: social investigation in Britain 1840-1914, 2003, Ashgate Publishing Company reprinted, pp.67-88.*
- 18 *H. L. Morris, Parliamentary Franchise Reform in England from 1885 to 1918, Ams Press Inc, 1969.*

- 19 M. Pugh, *The Making of Modern British Politics 1867-1939*, Blackwell Publishers Inc, 1982.
- 20 M. Pugh, *The Evolution of the British Electoral System 1832-1987*, The Historical Association, 1988.
- 21 S. Rokkan with A. Campbell, P. Torsvik, and H. Valen, *Citizens, Elections, Parties*, ECPR Press, 2009.
- 22 C. Seymour, *Electoral Reform in England and Wales: The Development and Operation of the Parliament Franchise, 1832-1885*, Yale University Press, 1915.
- 23 F. B. Smith, *The Making of The Second Reform Bill*, Gregg Revivals(reprinted), 1992.
- 24 L. Stone, *The Family, Sex and Marriage in England 1500-1800*, Penguin Books reprinted 1990.

II [邦語文献]

- 1 阿部斉『デモクラシーの論理』中公新書, 1973。
- 2 梅津實「イギリスの場合【21世紀における新動向】」(梅津實他著『新版 比較・選挙政治』ミネルヴァ書房, 2004, 5-7頁)。
- 3 加藤秀治郎編『西欧比較政治 [第二版]』一藝社, 2004 (第2版)。
- 4 神川信彦『グラッドストーン 上・下』潮新書, 1967。
- 5 吉瀬征輔『一九世紀イギリスの議会改革』法律文化社, 1991。
- 6 古賀秀男『チャーティスト運動』教育社歴史新書, 1980。
- 7 小山路男『西洋社会事業史論』光生館, 1991 (初版第7刷)。
- 8 篠原一『ヨーロッパの政治』東京大学出版会, 1986。
- 9 篠原一「歴史政治学とS・ロッキン」(犬童一男他編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店, 1988, 287-342頁)。
- 10 白鳥浩『市民・選挙・政党・国家』東海大学出版会, 2002。
- 11 L. ストーン著, 北本正章訳『家族・性・結婚の社会史 1500年 -1800年のイギリス』勁草書房, 1991。
- 12 C. セイモア著, 国立国会図書館調査立法考査局訳『イングランド及びウェールズにおける選挙法改革』国立国会図書館調査立法考査局資料 A97, 1960。
- 13 只野雅人『選挙制度と代表制』勁草書房, 1995。
- 14 玉利泉「19世紀イギリスの選挙制度とその特性について (中)」, 鹿児島県高等学校教育研究会地歴・公民部会歴史分科会編『鹿児島史学』第47号, 2002, 86-110頁。
- 15 玉利泉「19世紀イギリスの選挙制度とその特性について (下)」, 鹿児島県高等学校教育研究会地歴・公民部会歴史分科会編『鹿児島史学』第48号, 2003, 80-100頁。
- 16 玉利泉「戸主選挙権とイギリス選挙制度」, 『歴史と地理』第581号, 山川出版社, 2005, 18-29頁。
- 17 千葉眞『デモクラシー』岩波書店, 2000。
- 18 辻村みよ子『「権利」としての選挙権』勁草書房, 1989。
- 19 辻村みよ子『憲法 [第4版]』日本評論社, 2012。
- 20 モーリス・デュヴェルジェ著, 時本義昭訳『フランス憲法史』みすず書房, 1995。

- 21 中木康夫『フランス政治史（上）』未来社，1975。
- 22 中村英勝『イギリス議会史〔新版〕』有斐閣双書，1977。
- 23 野中俊彦他『憲法Ⅰ』有斐閣，1994（初版第4刷）。
- 24 野中俊彦他『憲法Ⅱ』有斐閣，1994（初版第3刷）。
- 25 P・ビルンボーム著，田口富久治監訳，国広敏文訳『現代フランスの権力エリート』日本経済評論社，1988。
- 26 P. フローラ編著，竹岡啓温監訳『ヨーロッパ歴史統計 国家・経済・社会 1815-1975〈上巻〉』原書房，1985。
- 27 前田英昭『世界の議会Ⅰ イギリス』ぎょうせい，1983。
- 28 松浦高嶺他『イギリス現代史』山川出版社，1992。
- 29 村岡健次他編『イギリス史Ⅲ』山川出版社，1991。
- 30 横越英一『近代政党史研究』勁草書房，1960。
- 31 米川伸一『現代イギリス経済形成史』未来社，1992。

原稿受領日：平成26年10月1日；Received 1 October 2014

掲載受理日：平成26年11月11日；Accepted 11 November 2014